

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その
翌日)

目 次

◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

赤碕町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

施 設 の 名 称

赤碕町農村環境改善センター

所 在 地

東伯郡赤碕町大字筥津四三七